

高知県「災害時における人的被害情報の公表基準」

1 趣旨

死者、行方不明者及び安否不明者の氏名公表の取扱いについて本県においては、令和2年4月に定めた「高知県「災害時における人的被害情報の公表基準」」により運用してきたが、令和5年3月に内閣府から「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が示され、また、令和5年4月1日から改正個人情報保護法が全国一律で施行されたことを踏まえ、県民の命を守ることを最優先に救出救助活動の効率化・円滑化を図ることを目的として以下のとおり公表基準を定める。

なお、この基準については、今後、運用する中で適宜見直しについて検討を重ねるものとする。

2 用語の定義

(1) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。

(2) 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。

(3) 安否不明者

当該災害時に、家族等関係者が連絡をとれないなど所在不明であり、かつ、警察や自治体等への届出、申出により、その事実が把握できた者とする。

3 公表の内容と基準

災害時における人的被害の公表については、氏名（漢字・フリガナ）、住所（大字まで）、年齢、性別、被災の状況を範囲とし（以下「氏名等」とする）、次の各要件を満たす場合に公表するものとする（別表：公表基準の対応表のとおり）。

また、個人情報を非公表とする場合であっても、住所の「市町村名」、年齢の「何十代」、「性別」、「被災の状況」等、個人が特定されるおそれのない範囲で公表する。

(1) 安否不明者

安否不明者の氏名等については、次の要件をすべて満たす場合は、家族等の同意を得ることなく氏名等を公表する。なお、公表した後に本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その時点から非公表とする。

ア 公表することにより、救出・救助活動の効率化・円滑化に資すると見込まれること。

イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。

(2) 死者及び行方不明者

死者及び行方不明者の氏名等については、次の要件をすべて満たす場合には公表する。

ア 氏名等を公表することについて、家族等の同意があること。

イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。

※ 住民基本台帳の閲覧制限がある、又は家族の同意が得られない場合は、個人の特定につながらない被災市町村名、年代、性別、被災状況については公表すること。

4 公表方法

県ホームページに掲載する。また必要に応じて報道機関へ情報提供する。死者及び行方不明者の数については、県の災害対策本部が市町村や関係機関等からの情報を一元的に集約・調整を行い、県の「総合防災情報システム」を通じて公表する。

5 個人情報の利用目的等

個人情報の利用目的を以下のとおり特定するものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
災害時における人的被害の氏名等の公表に係る事務
- (2) 個人情報の利用目的
救出・救助活動の効率化・円滑化に資するため、安否不明者等の絞り込みが必要である場合における氏名等の公表
- (3) 個人情報の収集先
市町村、消防、県警察

6 公表までの時間

- (1) 安否不明者
被災後 72 時間が人命救助において極めて重要な時間帯であることを考慮し、速やかに公表するよう努める。
- (2) 死者及び行方不明者
家族の同意を得られた場合は速やかに公表する。

7 その他

- (1) この公表方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (2) 今後、この基準を運用するうえでの手順を作成及し、市町村や関係機関と共有する。

別表

	救出・救助の絞込等	住民基本台帳の閲覧制限※1	家族の同意	公表／非公表	公表・非公表の理由	公表の範囲
安否不明者	あり	なし	不要	公表	救出救助の円滑・効率化	氏名、市町村名、年齢 性別、被災状況
		あり		非公表	本人又は第三者の権利益を侵害する恐れがあるため	市町村名、年代、性別 被災状況※3
	なし	あり			円滑な救出・救助が見込めず	市町村名、年代、性別 被災状況※3
行方不明者	なし ※2	なし	あり	公表	誤情報伝達防止のため	氏名、市町村名、年齢 性別、被災状況
		なし	なし	非公表	本人又は第三者の権利益を侵害する恐れがあるため	市町村名、年代、性別 被災状況※3
		あり	あり／なし			
死者	なし	なし	あり	公表	誤情報伝達防止のため	氏名、市町村名、年齢 性別、被災状況
		なし	なし	非公表	本人又は第三者の権利益を侵害する恐れがあるため	市町村名、年代、性別 被災状況※3
		あり	あり／なし			

※1 市町村が被災するなどして、住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認することができない時は公表しない。

※2 行方不明者については、国が指針を示していないこと、救出活動等の円滑・効率化のための絞込みに必要性が認められないと判断し、特例公表は行わない。ただし、死者とは異なり、個人情報保護法の保護法益として認められる。

※3 個人が特定できない範囲とする。